

領収証

Receipt

受領日 2026年9月8日

DA-01578085

〒612-0029
京都府京都市
伏見区深草西浦町六丁目4番地

JCL外国語学院 様

金額

Total

159,788円-

日本財団への寄付金として上記の金額正に領収いたしました。

This is to certify that The Nippon Foundation has received the above amount.

本財団は所得税法、法人税法に規定する特定公益増進法人に該当します。

本寄附金は所得税法第78条に規定する特定寄附金、法人税法第37条第4項に規定する寄附金(特定公益増進法人等に対する寄附金として一般の寄附金とは別枠で損金算入が認められる)、並びに租税特別措置法第70条第1項の適用を受けることができる寄附金に該当します。

当財団に対する寄附金は所得税法の特例として租税特別措置法第41条の18の3に規定する所得税額の特別控除対象寄附金に該当します。また、当財団は租税特別措置法施行令第40条の3第3号に該当します。本領収書は確定申告の際にその証拠資料となりますので大切に保管してください。

公益財団法人 日本財団 会長 尾形武寿

〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2 TEL:03-6229-5111



【公印・契印(省略)】

府 益 担 第 3 8 8 号
令 和 8 年 7 月 1 6 日

公益財団法人日本財団
代表者 尾形 武寿 殿

内閣総理大臣
高市 早苗

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和8年8月19日から 令和13年8月18日まで

◆お問い合わせ先◆
日本財団 寄付総合窓口
Tel: 0120-533-236 (平日9:00~17:00)
Email: kifu@ps.nippon-foundation.or.jp